

【パブコメ】 免震材料の性能評価方法の改正

◇建築基準法施行規則等の一部改正 (パブリックコメント)

東洋ゴム工業 (株) による免震材料の不正事案を受け、免震材料の性能評価の審査方法が見直され、**現在パブリックコメントによる意見募集中です。**

(改正概要)

性能評価の審査方法において実地確認が追加

従来、申請図書等による審査が行われていましたが、製品の性能試験の立ち会い、品質管理体制の審査を実地にて確認することが新たに求められます。

(スケジュール)

パブコメ意見募集 平成27年11月5日まで

省令・告示の公布 平成27年11月下旬

施行 平成27年12月末※

※免震材料以外の指定建築材料は平成28年中に施行予定

(建築物への影響)

既に認定を受けている指定建築材料は、**改正告示等の施行後も有効です。**したがって、新築、既設に関わらず既認定材料を使用することについて、問題はありません。

※パブリックコメントHP

<http://search.e->

gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155150728&Mode=0

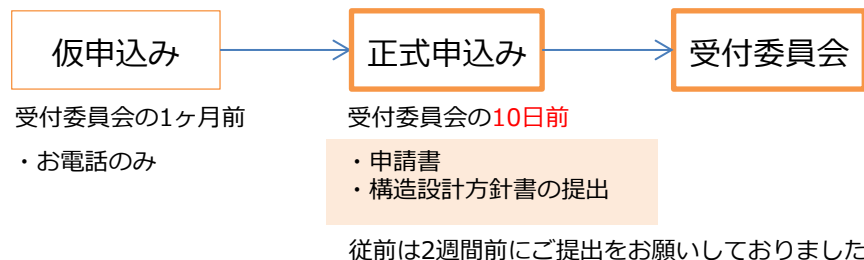
【お知らせ】 性能評価の事前相談

◇お申込み時の必要書類を簡素化

建築構造性能評価をお受けいただく際には、受付委員会の2週間前に仮申込みをお願いし、ここで申込書、構造設計方針書のご提出をお願いしていました。今後の仮申込みは、**1か月前のお電話で可能**とします (仮申込み後のスケジュール変更は可能です。)。

本号で免震材料の性能評価方法の改正についてお知らせいたしましたが、今後も告示等の改正が予定されています。個別案件に対して、いち早く新しい情報を取り入れていただけるように柔軟な受付体制といたします。

○新運用



【編集後記】

巷間では今回の改正でいわゆる免震材料の「長周期対応」が含まれると言われておりましたが、本紙の通り盛り込まれませんでした。長周期対応に関しては設計への影響が大きいことが予想されますので、情報が入り次第皆様にお伝えいたします。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 性能評定課
担当：岩佐、野村、山崎
TEL：06(6966)7600 FAX：06(6966)7680
E-mail：seinou@gbrc.or.jp